

平成 31 年 4 月からコンビニ納付が始まりました

町税や各種料金については、これまで役場窓口及び金融機関に限られていましたが、平成 31 年 4 月からコンビニエンスストア（以下コンビニ）でも納付が可能となります。納付書裏面に記載されているコンビニであれば全国どこでも曜日や時間を気にすることなく納付することができますのでぜひご利用ください。

1. コンビニで納付できる町税・料金等

個人住民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税（普通徴収）
後期高齢者医療保険（普通徴収）・介護保険料（普通徴収）
幼稚園費・保育料・町営住宅家賃
※納付の際に手数料は必要ありません。

2. コンビニ納付の際の注意点

○納期と納期限をお確かめください。

納期が複数ある税目や料金については、ホッチキス止めでまとめて綴じていましたが、コンビニ納付の規定により、1枚ごとの単票へと変更されます。

納付の際は納付書に記載されている納期と納期限をよくお確かめのうえ納付をお願いします。

○コンビニ納付できない納付書

- ・バーコードが印字されていないもの。（コンビニ収納開始以前に発行した納付書や金額が 30 万円をこえる場合は納付できません。）
- ・バーコード部分が汚損や破損により読み取れないもの。
- ・納付書の金額が訂正されているもの。
- ・納付期限の過ぎているもの
- ・納付書 1 枚あたりの金額が 30 万円を超えるもの。

3. 納付できるコンビニ

MMK 設置店、くらしハウス、コミュニティ・ストア、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブンイレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア 100

※納付書の裏面に全て記載しております。

コンビニでの納付が出来るようになりましたが、今までどおり金融機関や役場での窓口納付、口座振替も引き続き利用が可能です。